

申告相談日程

受付時間は、午前は9:00～11:00、午後は13:00～16:00

月	日	対象地区	会場	
2月	4日(金)	新宮地域全域	新宮窓口センター2階 会議室	
	7日(月)	土居町北野		
	8日(火)	土居町上野		
	9日(水)	土居町天満・畑野		
	10日(木)	土居町蕪崎・入野		
	14日(月)	土居町土居・浦山		
	15日(火)	土居町中村・藤原		
	16日(水)	土居町小林・野田		
	17日(木)	土居町津根		
	18日(金)	土居全域(指定日に来場できない方など)		
	22日(火)	上分町		土居窓口センター 3階 大会議室
	24日(木)	金田町		
	25日(金)	川滝町・柴生町・下川町		
28日(月)	金生町山田井			
1日(火)	金生町下分	川之江ふれあい交流センター 1階 大会議室		
2日(水)	妻鳥町			
3日(木)	川之江町			
4日(金)	川之江全域(指定日に来場できない方など)			
3月	8日(火)	豊岡町	市役所市民交流棟 2階 会議室	
	9日(水)	寒川町		
	10日(木)	中曽根町・村松町・下柏町		
	11日(金)	中之庄町・具定町・上柏町		
	14日(月)	三島紙屋町・三島朝日・三島宮川 三島中央・三島金子		
	15日(火)	市内全域(指定日に来場できない方など)		

【注意事項】

- 上記の会場では、「死亡した人の確定申告」「令和3年分以外の確定申告」「青色申告」「分離所得(土地・株式の譲渡など)」「損失の繰越」「住宅ローン控除」の申告は受け付けできませんので、税務署で確定申告をお願いします
- 税務署で確定申告をする方は、上記の会場で申告する必要はありません

申告に必要なもの

- 収入がわかるもの(源泉徴収票、収支内訳書、支払調書など)
 - 控除がわかるもの(社会保険料・生命保険料などの控除証明書、医療費の明細書、障害者手帳など)
 - マイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー付き住民票)
 - 本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、保険証、年金手帳など)
 - 申告者本人名義の口座が確認できるもの(通帳など)
- ※税務署から送付された通知書などがあれば、併せてお持ちください



伊予三島税務署からのお知らせ

所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税及び地方消費税の確定申告会場を設置します

- 設置期間** 2/16(水)～3/15(火) ※土・日・祝日を除く
受付時間 8:30～16:00(相談開始は9:00～)
 ※混雑状況や入場整理券の配布状況により、16時前であっても受け付けを終了させていただく場合があります
設置場所 伊予三島税務署(三島中央5-9-45)
 ※2/16以前は申告会場を設置していません。ただし、作成済みの申告書などの提出は受け付けています

スマートフォンでの申告がさらに便利に!

スマートフォンから国税庁ホームページにアクセスすれば「スマホ専用画面」から画面の案内に従うだけで申告書が作成できます。「スマホ専用画面」は、給与所得、雑所得(年金など)、一時所得(保険金など)など幅広い申告内容に対応しています。医療費控除やふるさと納税など寄附金控除も申告できます。

問い合わせ先 伊予三島税務署 24-5410(自動音声でご案内します)

国税庁ホームページ▶



市県民税(住民税)の申告相談が始まります

【郵送・問い合わせ先】

〒799-0497

四国中央市三島宮川4-6-55

税務課 市民税係 28-6009

FAX 28-6058

この申告は、市県民税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料などを算出する基礎となるほか、各種届出書、申請に必要な証明書などを交付する場合の重要な資料となります。

新型コロナウイルスの感染症拡大防止の観点から、以下のとおり実施しますのでご協力をお願いします。



受付人数の制限、会場内の人数制限を行います

- 会場への入場には「整理券」が必要です。整理券は当日配布します
- 順番が来るまで会場の外でお待ちいただくことがありますのでご注意ください
- 会場内の混雑緩和のため、ご自身が該当する日程にお越しください



入場時は検温の実施・マスク着用・手指消毒をお願いします

- 37.5度以上の発熱がある、咳などの風邪の症状がある、検温にご協力いただけないなど、感染防止の観点から適切でないと判断した時には入場をお断りさせていただきます

- ※なるべくご自身で申告書を作成し、郵送での申告にご協力をお願いします(随時受付可)
- ※申告書は各窓口センターに備え付けているほか、市ホームページからもダウンロードできます
- ※1/4(火)～3/15(火)までは、税務課での申告受付はできませんのでご注意ください



あなたは申告が必要ですか?

このフローチャートにより、申告が必要かどうか簡易的に判断できます。

